

令和7年度郡山市公共施設照明LED化業務 公募型プロポーザル審査要領

1 審査方法

- (1) 審査会は、応募者の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査を行う。
- (2) 審査会は、2に定める評価基準により総合的な評価を行い、委員の持ち点(100点)を合算した値(合計点)が最も高い応募者を契約候補者、次に高い者を次点候補者として順位を付して選定する。
- (3) 応募者が1者であった場合でも審査を行う。
- (4) 審査会委員の合計点が合計点満点の60%を最低制限基準とし、60%に満たない場合は失格とする。
- (5) 審査会委員の合計点が同点の場合には、見積額が低い者を契約候補者とする。
- (6) 上記(5)においても契約候補者が選定されない場合は、審査委員会で協議の上、決定する。

2 評価基準(合計100点満点)

(1) 評価ポイント及び配点

評価項目		評価ポイント	配点
提案評価点 (配点95点)	業務実施体制について	発注者の計画どおりに業務実行が可能な体制・スケジュールを構築できているか。	15
		類似業務における実績があるか。	5
	施工体制について	施設の業務、利用者を考慮した施工計画・体制が構築できているか。	10
		資材の調達や施工にあたり、市内業者の活用に十分配慮しているか。	15
	LED照明について	規格・品質が信頼に足る製品であるか。	10
		本業務の目的に照らし、LED照明器具交換の対象器具や改修方法について、効果的で具体的な提案があるか。	5
		必要な照度を確保しながら、更なる省エネ効果が期待できる独自提案があるか。(調光制御、人感センサーなど)	10
	保守管理体制について	障害発生時に迅速な対応(点検、復旧等)ができる体制の構築ができているか。	10
		市内業者の活用に十分配慮しているか。	10
	プレゼンテーション	提案内容がわかりやすいか、事業への理解度があるか、質疑応答に的確性があるか。	5
価格評価点 (配点5点)	見積額	提案内容に対し適切な金額であるか。	5
合 計			100

(2) 評価方法

ア 提案評価点 (配点 95 点)

各項目 6 段階評価とし、評価点は次の配点割合とする。

評価	非常に優秀	優秀	標準	やや不十分	不十分	不適切
配点 割合	15	12	9	6	3	0
	10	8	6	4	2	0
	5	4	3	2	1	0

イ 価格評価点 (配点 5 点)

評価	提案上限価格に対するコスト削減率				
	A%	(A×0.9)%以上 ～ A%未満	(A×0.8)%以上 ～ (A×0.9)%未満	(A×0.7)%以上 ～ (A×0.8)%未満	(A×0.7)%未満
配点 割合	5	4	3	2	1

※ (提案上限価格－最も低い見積額) / 提案上限価格×100＝Aとする。

ウ 評価点 (配点 100 点)

評価点 = 提案評価点 + 価格評価点 加算方式による

(3) 評価上の注意点

ア 委員は、応募者に対し、いかなる援助も行ってはならない。

イ 誤植や写真の粗さなどは、審査する上での判断材料に含めないこと。